

令和2年度第1回 野田市都市計画審議会次第

日時 令和2年8月5日（水）
午前10時から

場所 市役所高層棟8階大会議室

1 開 会

2 市長挨拶

3 議 事

議案第1号 野田市都市計画審議会会長の選出及び職務代理の指名について

報告第1号 野田都市計画生産緑地地区の変更について（報告）

4 そ の 他 特定生産緑地の指定に向けた現在の進捗について

5 閉 会

議案第 1 号

野田市都市計画審議会会長の選出及び職務代理の指名について

○野田市都市計画審議会条例

平成12年3月31日

野田市条例第14号

(設置等)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第77条の2第1項の規定により、本市に野田市都市計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 法第77条の2第3項の規定により、審議会の組織及び運営について、必要な事項を条例で定める。

(組織)

第2条 審議会は、次の各号に掲げる者につき、市長が任命する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者 5人以内
- (2) 市議会議員 7人以内
- (3) 関係行政機関又は県の職員 2人以内
- (4) 公募に応じた市民 2人

2 前項第1号及び第4号につき任命される委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(臨時委員及び専門委員)

第3条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、市長が任命する。

4 臨時委員は当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、第2条第1項第1号に掲げる者につき任命された委員のうちから委員の選挙によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員及び審議に関係のある臨時委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

(常務委員会)

第6条 審議会は、審議会の委任を受けその権限に属する事項で軽易なものを処理するため、常務委員会を置くことができる。

2 前条の規定は、常務委員会に準用する。

(庶務)

第7条 審議会及び常務委員会の庶務の所掌は、市長の定めるところによる。

(委任)

第8条 この条例の実施に関し、必要な事項は会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(野田市都市計画審議会条例の廃止)

2 野田市都市計画審議会条例（昭和44年野田市条例第16号）は、廃止する。

附 則（平成24年7月13日野田市条例第18号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成24年8月1日から施行する。

～以下省略～

報告第 1 号

野田都市計画生産緑地地区の変更について（報告）

《 変更する生産緑地地区の位置 》

都市計画通則

番号	名称	面積	用途	備考
3-1-1	第一種住宅地	約 1,500㎡	住宅	第一種住宅地
3-1-2	第二種住宅地	約 1,500㎡	住宅	第二種住宅地
3-1-3	第三種住宅地	約 1,500㎡	住宅	第三種住宅地
3-1-4	第四種住宅地	約 1,500㎡	住宅	第四種住宅地
3-1-5	第五種住宅地	約 1,500㎡	住宅	第五種住宅地
3-1-6	第六種住宅地	約 1,500㎡	住宅	第六種住宅地
3-1-7	第七種住宅地	約 1,500㎡	住宅	第七種住宅地
3-1-8	第八種住宅地	約 1,500㎡	住宅	第八種住宅地
3-1-9	第九種住宅地	約 1,500㎡	住宅	第九種住宅地
3-1-10	第十種住宅地	約 1,500㎡	住宅	第十種住宅地
3-1-11	第十一種住宅地	約 1,500㎡	住宅	第十一種住宅地
3-1-12	第十二種住宅地	約 1,500㎡	住宅	第十二種住宅地
3-1-13	第十三種住宅地	約 1,500㎡	住宅	第十三種住宅地
3-1-14	第十四種住宅地	約 1,500㎡	住宅	第十四種住宅地
3-1-15	第十五種住宅地	約 1,500㎡	住宅	第十五種住宅地
3-1-16	第十六種住宅地	約 1,500㎡	住宅	第十六種住宅地
3-1-17	第十七種住宅地	約 1,500㎡	住宅	第十七種住宅地
3-1-18	第十八種住宅地	約 1,500㎡	住宅	第十八種住宅地
3-1-19	第十九種住宅地	約 1,500㎡	住宅	第十九種住宅地
3-1-20	第二十種住宅地	約 1,500㎡	住宅	第二十種住宅地
3-1-21	第二十一種住宅地	約 1,500㎡	住宅	第二十一種住宅地
3-1-22	第二十二種住宅地	約 1,500㎡	住宅	第二十二種住宅地
3-1-23	第二十三種住宅地	約 1,500㎡	住宅	第二十三種住宅地
3-1-24	第二十四種住宅地	約 1,500㎡	住宅	第二十四種住宅地
3-1-25	第二十五種住宅地	約 1,500㎡	住宅	第二十五種住宅地
3-1-26	第二十六種住宅地	約 1,500㎡	住宅	第二十六種住宅地
3-1-27	第二十七種住宅地	約 1,500㎡	住宅	第二十七種住宅地
3-1-28	第二十八種住宅地	約 1,500㎡	住宅	第二十八種住宅地
3-1-29	第二十九種住宅地	約 1,500㎡	住宅	第二十九種住宅地
3-1-30	第三十種住宅地	約 1,500㎡	住宅	第三十種住宅地
3-1-31	第三十一種住宅地	約 1,500㎡	住宅	第三十一種住宅地
3-1-32	第三十二種住宅地	約 1,500㎡	住宅	第三十二種住宅地
3-1-33	第三十三種住宅地	約 1,500㎡	住宅	第三十三種住宅地
3-1-34	第三十四種住宅地	約 1,500㎡	住宅	第三十四種住宅地
3-1-35	第三十五種住宅地	約 1,500㎡	住宅	第三十五種住宅地
3-1-36	第三十六種住宅地	約 1,500㎡	住宅	第三十六種住宅地
3-1-37	第三十七種住宅地	約 1,500㎡	住宅	第三十七種住宅地
3-1-38	第三十八種住宅地	約 1,500㎡	住宅	第三十八種住宅地
3-1-39	第三十九種住宅地	約 1,500㎡	住宅	第三十九種住宅地
3-1-40	第四十種住宅地	約 1,500㎡	住宅	第四十種住宅地
3-1-41	第四十一種住宅地	約 1,500㎡	住宅	第四十一種住宅地
3-1-42	第四十二種住宅地	約 1,500㎡	住宅	第四十二種住宅地
3-1-43	第四十三種住宅地	約 1,500㎡	住宅	第四十三種住宅地
3-1-44	第四十四種住宅地	約 1,500㎡	住宅	第四十四種住宅地
3-1-45	第四十五種住宅地	約 1,500㎡	住宅	第四十五種住宅地
3-1-46	第四十六種住宅地	約 1,500㎡	住宅	第四十六種住宅地
3-1-47	第四十七種住宅地	約 1,500㎡	住宅	第四十七種住宅地
3-1-48	第四十八種住宅地	約 1,500㎡	住宅	第四十八種住宅地
3-1-49	第四十九種住宅地	約 1,500㎡	住宅	第四十九種住宅地
3-1-50	第五十種住宅地	約 1,500㎡	住宅	第五十種住宅地

186号親野井第3生産緑地地区

53号柳沢新田第2生産緑地地区

75号上花輪第2生産緑地地区

都市計画通則	用途	面積	備考
第一種住宅地	第一種住宅地	約 1,500㎡	第一種住宅地
第二種住宅地	第二種住宅地	約 1,500㎡	第二種住宅地
第三種住宅地	第三種住宅地	約 1,500㎡	第三種住宅地
第四種住宅地	第四種住宅地	約 1,500㎡	第四種住宅地
第五種住宅地	第五種住宅地	約 1,500㎡	第五種住宅地
第六種住宅地	第六種住宅地	約 1,500㎡	第六種住宅地
第七種住宅地	第七種住宅地	約 1,500㎡	第七種住宅地
第八種住宅地	第八種住宅地	約 1,500㎡	第八種住宅地
第九種住宅地	第九種住宅地	約 1,500㎡	第九種住宅地
第十種住宅地	第十種住宅地	約 1,500㎡	第十種住宅地
第十一種住宅地	第十一種住宅地	約 1,500㎡	第十一種住宅地
第十二種住宅地	第十二種住宅地	約 1,500㎡	第十二種住宅地
第十三種住宅地	第十三種住宅地	約 1,500㎡	第十三種住宅地
第十四種住宅地	第十四種住宅地	約 1,500㎡	第十四種住宅地
第十五種住宅地	第十五種住宅地	約 1,500㎡	第十五種住宅地
第十六種住宅地	第十六種住宅地	約 1,500㎡	第十六種住宅地
第十七種住宅地	第十七種住宅地	約 1,500㎡	第十七種住宅地
第十八種住宅地	第十八種住宅地	約 1,500㎡	第十八種住宅地
第十九種住宅地	第十九種住宅地	約 1,500㎡	第十九種住宅地
第二十種住宅地	第二十種住宅地	約 1,500㎡	第二十種住宅地
第二十一種住宅地	第二十一種住宅地	約 1,500㎡	第二十一種住宅地
第二十二種住宅地	第二十二種住宅地	約 1,500㎡	第二十二種住宅地
第二十三種住宅地	第二十三種住宅地	約 1,500㎡	第二十三種住宅地
第二十四種住宅地	第二十四種住宅地	約 1,500㎡	第二十四種住宅地
第二十五種住宅地	第二十五種住宅地	約 1,500㎡	第二十五種住宅地
第二十六種住宅地	第二十六種住宅地	約 1,500㎡	第二十六種住宅地
第二十七種住宅地	第二十七種住宅地	約 1,500㎡	第二十七種住宅地
第二十八種住宅地	第二十八種住宅地	約 1,500㎡	第二十八種住宅地
第二十九種住宅地	第二十九種住宅地	約 1,500㎡	第二十九種住宅地
第三十種住宅地	第三十種住宅地	約 1,500㎡	第三十種住宅地
第三十一種住宅地	第三十一種住宅地	約 1,500㎡	第三十一種住宅地
第三十二種住宅地	第三十二種住宅地	約 1,500㎡	第三十二種住宅地
第三十三種住宅地	第三十三種住宅地	約 1,500㎡	第三十三種住宅地
第三十四種住宅地	第三十四種住宅地	約 1,500㎡	第三十四種住宅地
第三十五種住宅地	第三十五種住宅地	約 1,500㎡	第三十五種住宅地
第三十六種住宅地	第三十六種住宅地	約 1,500㎡	第三十六種住宅地
第三十七種住宅地	第三十七種住宅地	約 1,500㎡	第三十七種住宅地
第三十八種住宅地	第三十八種住宅地	約 1,500㎡	第三十八種住宅地
第三十九種住宅地	第三十九種住宅地	約 1,500㎡	第三十九種住宅地
第四十種住宅地	第四十種住宅地	約 1,500㎡	第四十種住宅地
第四十一種住宅地	第四十一種住宅地	約 1,500㎡	第四十一種住宅地
第四十二種住宅地	第四十二種住宅地	約 1,500㎡	第四十二種住宅地
第四十三種住宅地	第四十三種住宅地	約 1,500㎡	第四十三種住宅地
第四十四種住宅地	第四十四種住宅地	約 1,500㎡	第四十四種住宅地
第四十五種住宅地	第四十五種住宅地	約 1,500㎡	第四十五種住宅地
第四十六種住宅地	第四十六種住宅地	約 1,500㎡	第四十六種住宅地
第四十七種住宅地	第四十七種住宅地	約 1,500㎡	第四十七種住宅地
第四十八種住宅地	第四十八種住宅地	約 1,500㎡	第四十八種住宅地
第四十九種住宅地	第四十九種住宅地	約 1,500㎡	第四十九種住宅地
第五十種住宅地	第五十種住宅地	約 1,500㎡	第五十種住宅地



生産緑地地区の位置

1. 生産緑地地区は、都市計画図に示す通りである。

2. 生産緑地地区は、都市計画図に示す通りである。

3. 生産緑地地区は、都市計画図に示す通りである。

4. 生産緑地地区は、都市計画図に示す通りである。

5. 生産緑地地区は、都市計画図に示す通りである。

6. 生産緑地地区は、都市計画図に示す通りである。

7. 生産緑地地区は、都市計画図に示す通りである。

8. 生産緑地地区は、都市計画図に示す通りである。

9. 生産緑地地区は、都市計画図に示す通りである。

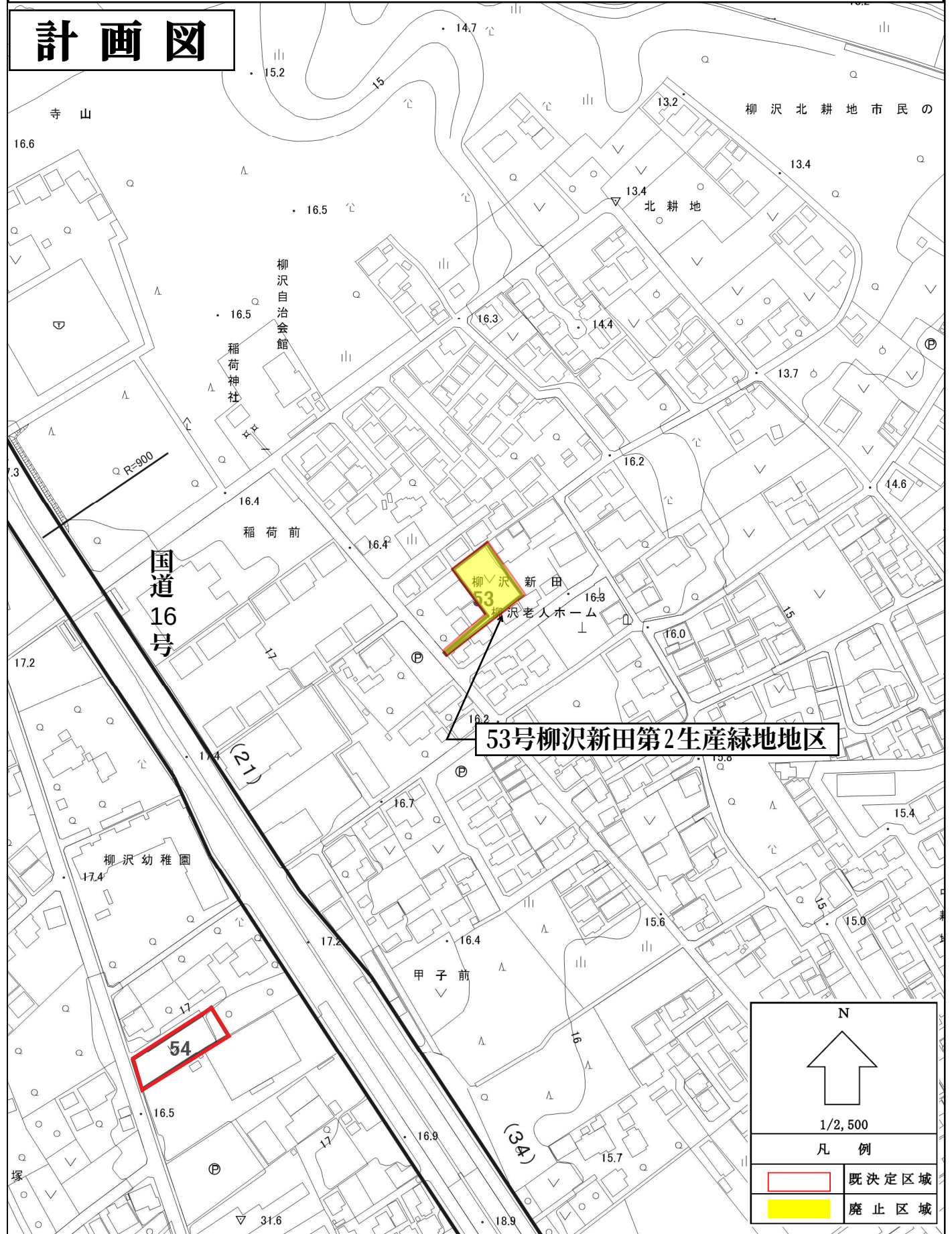
10. 生産緑地地区は、都市計画図に示す通りである。

位置図



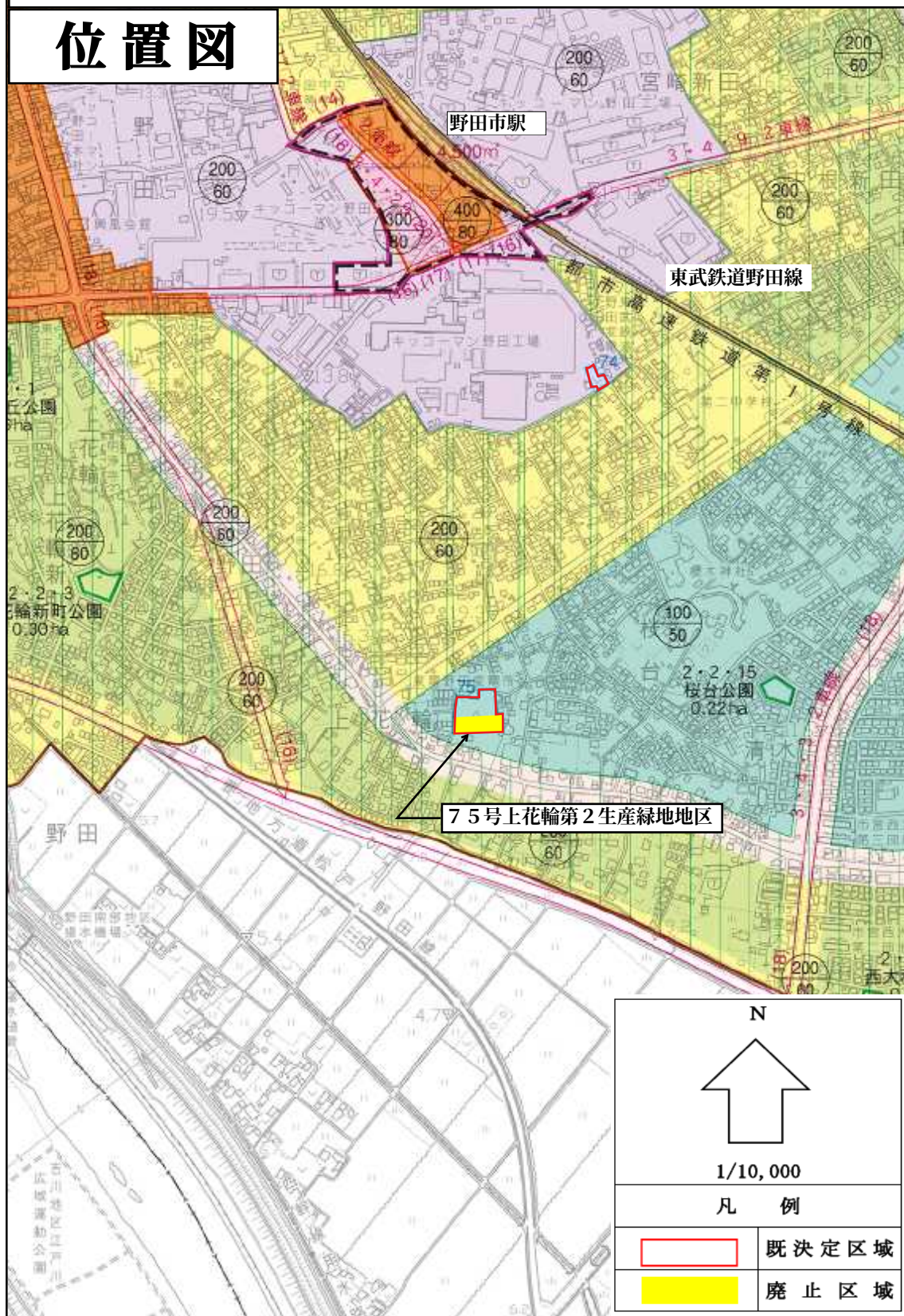
野田都市計画生産緑地地区の変更について

計 画 図



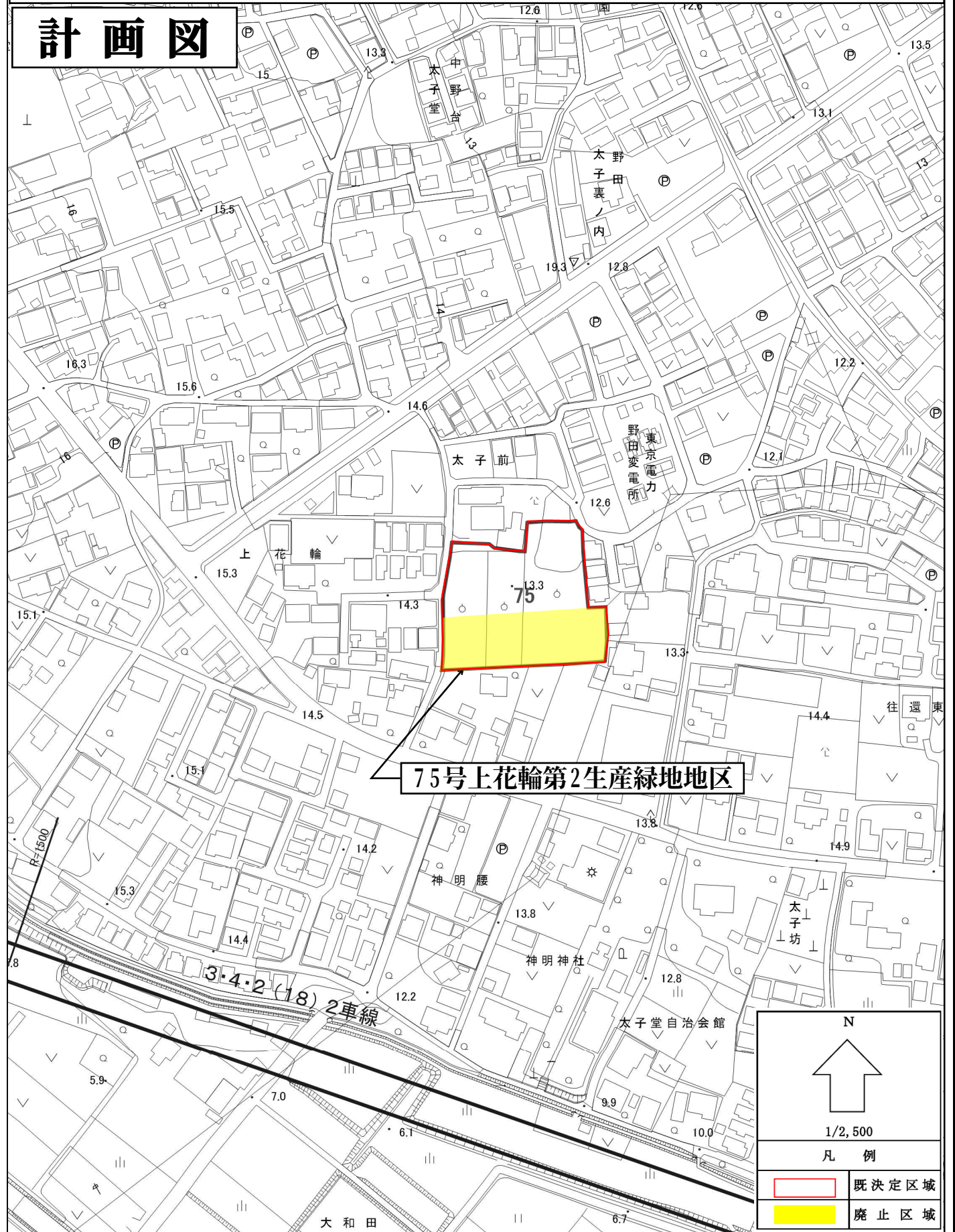
野田都市計画生産緑地地区の変更について

位置図



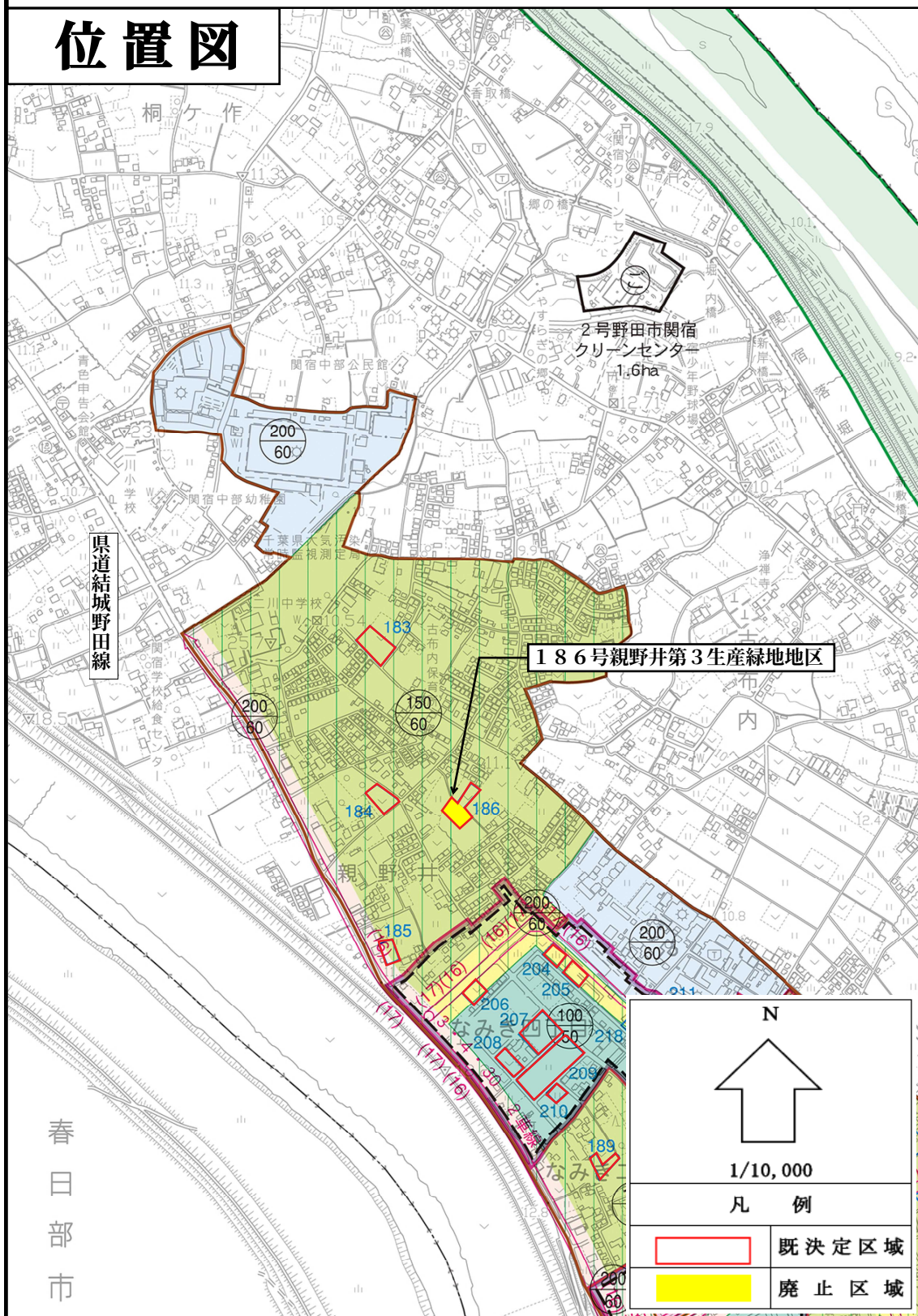
野田都市計画生産緑地地区の変更について

計 画 図



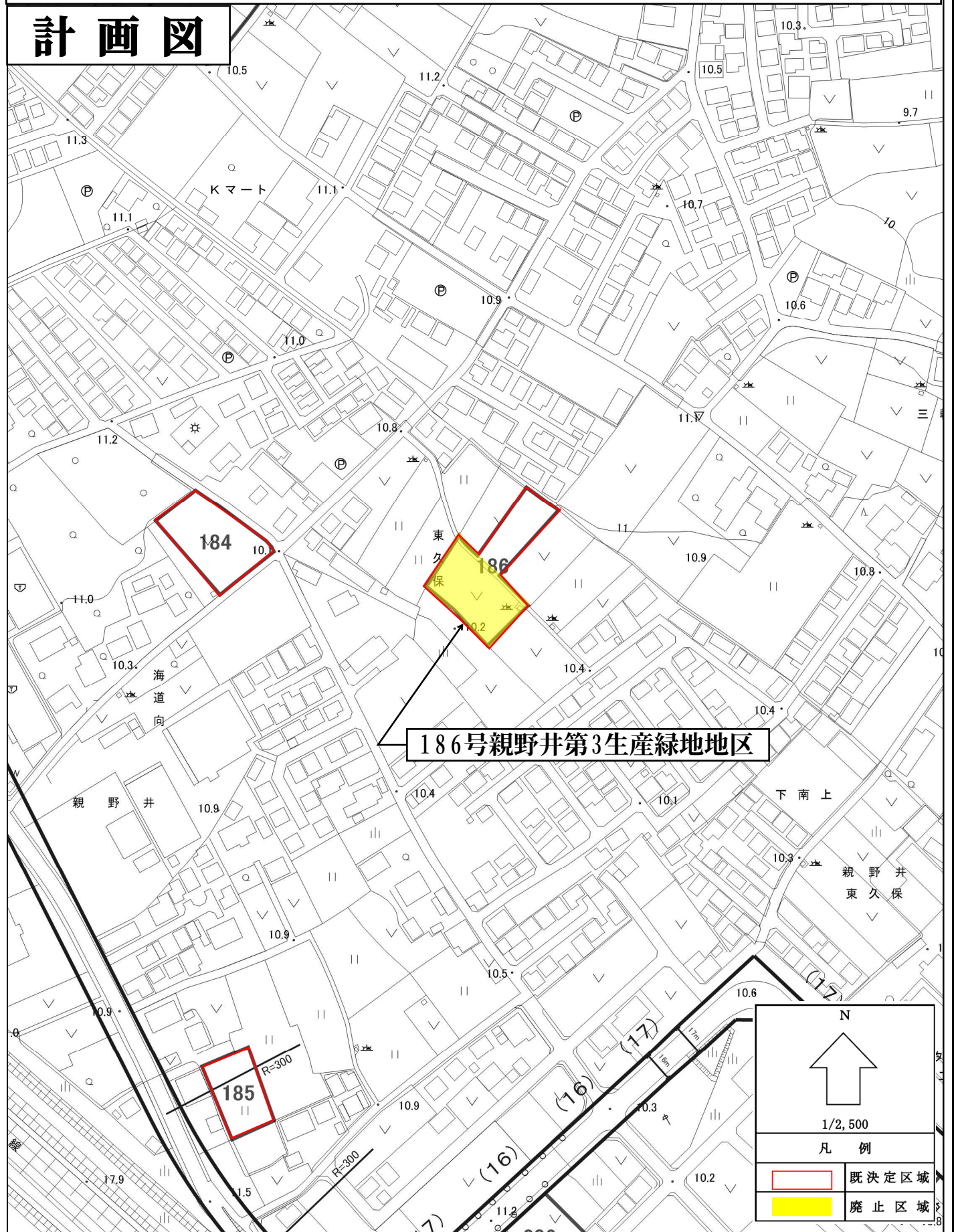
野田都市計画生産緑地地区の変更について

位置図



野田都市計画生産緑地地区の変更について

計 画 図



野田都市計画生産緑地地区の変更（野田市決定）（案）

野田都市計画生産緑地地区中 53 号柳沢新田第 2 生産緑地地区ほか 2 地区を次のように変更する。

名 称		面 積	備 考
番 号	生 産 緑 地 名		
53	柳 沢 新 田 第 2 生 産 緑 地 地 区	—	廃止 △約 0.08ha
75	上 花 輪 第 2 生 産 緑 地 地 区	0.21ha	一部廃止 △約 0.24ha
186	親 野 井 第 3 生 産 緑 地 地 区	0.07ha	一部廃止 △約 0.10ha
計		0.28ha	△約 0.42ha

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由：生産緑地法第 14 条の規定に基づく行為の制限の解除により、生産緑地としての機能が失われたため、当該地区について変更するもの。また、生産緑地法第 8 条第 4 項に基づく通知により、生産緑地としての機能が失われたため、一部変更するもの。

<参考：変更概要>

番号	生産緑地名	所 在	変更要因
53	柳 沢 新 田 第 2 生 産 緑 地 地 区	柳沢新田字稻荷前 96 番 1 の一部	主たる従事者の死亡 全部廃止（△約 0.08ha）
75	上 花 輪 第 2 生 産 緑 地 地 区	上花輪字太子前 1218 番、1224 番の 1、2、 1225 番の 1、2、 1226 番の 1、2	主たる従事者の農業に従事 することを不可能にさせる 故障 一部廃止（△約 0.24ha）
186	親 野 井 第 3 生 産 緑 地 地 区	親野井字東久保 160 番 5、161 番 2	公共下水道事業の雨水調整 池整備のため、都市計画法 第 8 条第 4 項に基づく通知 により一部廃止 一部廃止（△約 0.10ha）

生産緑地地区の変更の内訳総括表

今回の変更に関する区域				生産緑地地区全体の内訳			
地区数	追加	廃止	面積の増減	変更後		変更前	
				地区数	合計面積	地区数	合計面積
3 地区	—	約 0.42ha	△約 0.42ha	183 地区	約 31.03ha	184 地区	約 31.45ha

＜参考：生産緑地法抜粋＞

(生産緑地地区内における行為の制限)

第八条 生産緑地地区内においては、次に掲げる行為は、市町村長の許可を受けなければ、してはならない。ただし、公共施設等の設置若しくは管理に係る行為、当該生産緑地地区に関する都市計画が定められた際既に着手していた行為又は非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

- 一 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
- 二 宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更
- 三 水面の埋立て又は干拓

(途中省略)

4 生産緑地地区内において公共施設等の設置又は管理に係る行為で第一項各号に掲げるものをしようとする者は、あらかじめ、市町村長にその旨を通知しなければならない。

(生産緑地の買取りの申出)

第十条 生産緑地（生産緑地のうち土地区画整理法第九十八条第一項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第八十三条において準用する場合を含む。）の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地。この項後段において同じ。）の所有者（以下「生産緑地所有者」という。）は、当該生産緑地に係る生産緑地地区に関する都市計画についての都市計画法第二十条第一項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による告示の日から起算して三十年を経過する日（以下「申出基準日」という。）以後において、市町村長に対し、国土交通省令で定める様式の書面をもつて、当該生産緑地を時価で買い取るべき旨を申し出ることができる。この場合において、当該生産緑地が他人の権利の目的となつているときは、第十二条第一項又は第二項の規定による買い取る旨の通知書の発送を条件として当該権利を消滅させる旨の当該権利を有する者の書面を添付しなければならない。

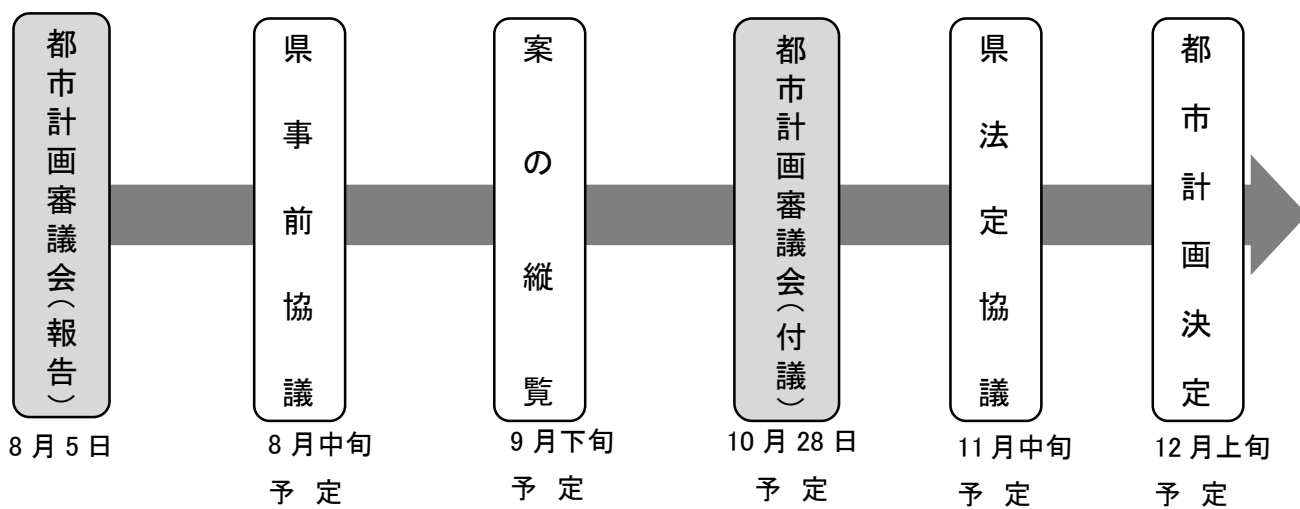
- 2 生産緑地所有者は、前項前段の場合のほか、同項の告示の日以後において、当該生産緑地に係る農林漁業の主たる従事者（当該生産緑地に係る農林漁業の業務に、当該業務につき国土交通省令で定めるところにより算定した割合以上従事している者を含む。）が死亡し、又は農林漁業に従事することを不可能にさせる故障として国土交通省令で定めるものを有するに至つたときは、市町村長に対し、国土交通省令で定める様式の書面をもつて、当該生産緑地を時価で買い取るべき旨を申し出ることができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。

（都市計画決定年月日）

野田地域 平成 4 年 1 1 月 2 4 日 （法施行による新規指定）

関宿地域 平成 1 5 年 1 2 月 1 9 日 （市町村合併による新規指定）

都市計画変更スケジュール



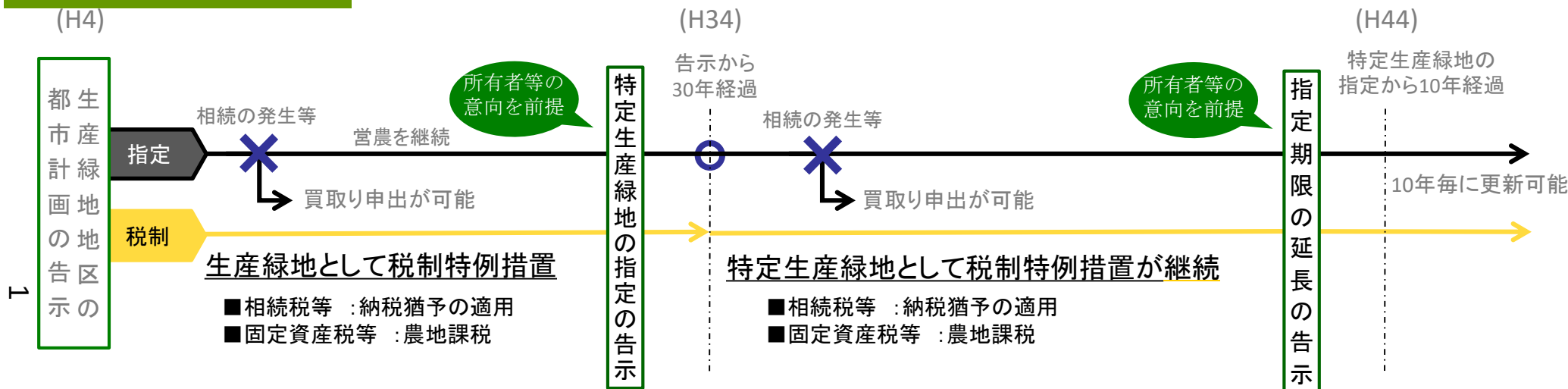
その他

特定生産緑地の指定に向けた現在の進捗について

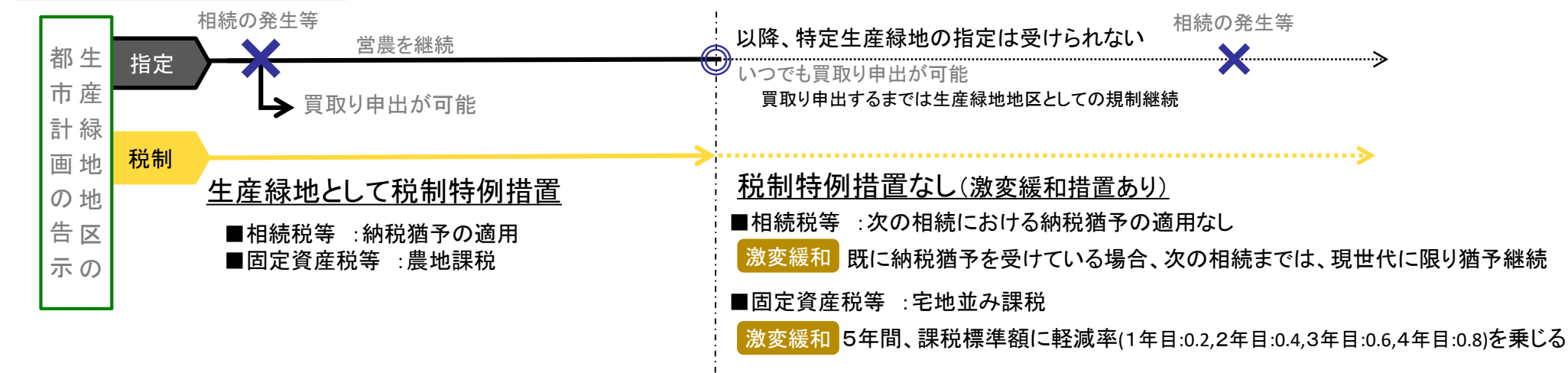
生産緑地法：特定生産緑地制度

- ・生産緑地の所有者等の意向を基に、市町村は当該生産緑地を特定生産緑地として指定できる。
- ・指定された場合、買取り申出ができる時期は、「生産緑地地区の都市計画の告示日から30年経過後」から、10年延期される。
10年経過後は、改めて所有者等の同意を得て、繰り返し10年の延長ができる。

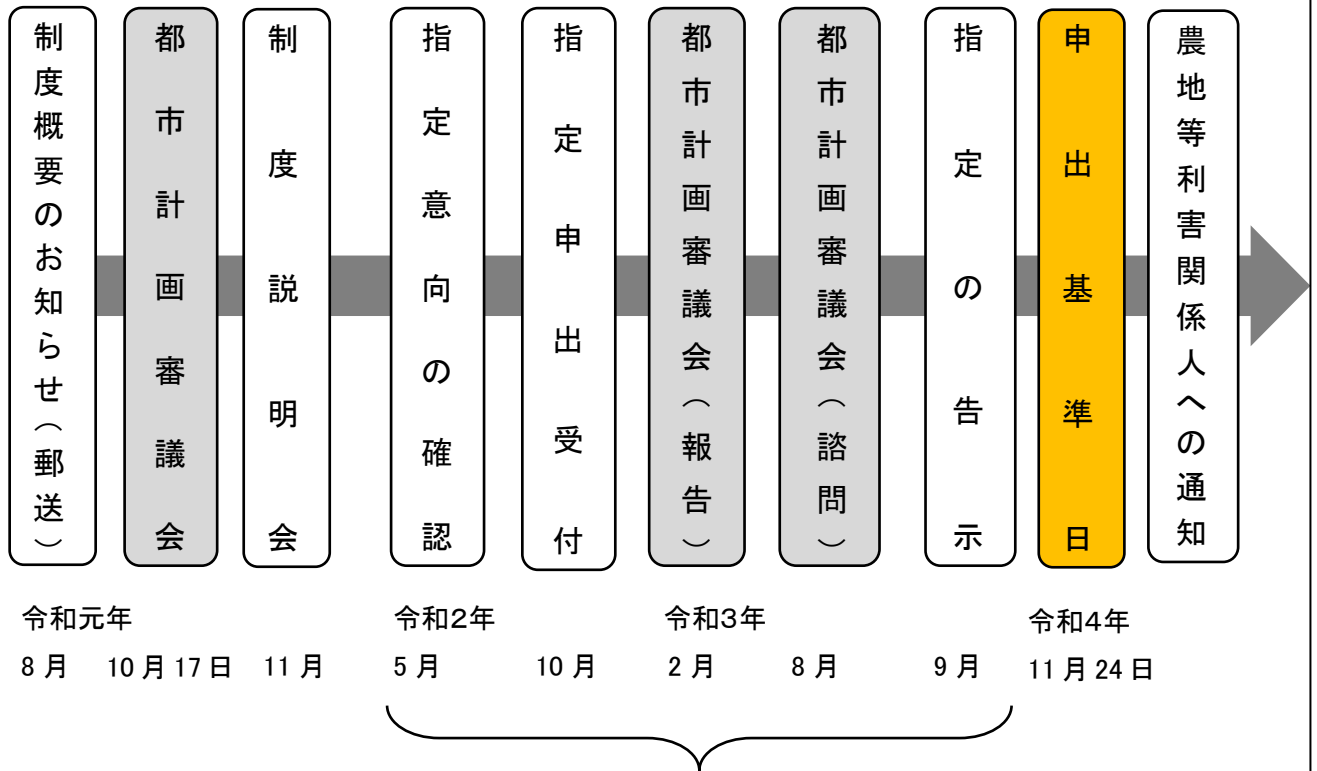
特定生産緑地に指定する場合



特定生産緑地に指定しない場合



特定生産緑地 指定手続スケジュール



令和2年度から4年度にかけて複数回実施

追加資料

○生産緑地法（抜粋）

（特定生産緑地の指定）

第十条の二 市町村長は、申出基準日が近く到来することとなる生産緑地のうち、その周辺の地域における公園、緑地その他の公共空地の整備の状況及び土地利用の状況を勘案して、当該申出基準日以後においてもその保全を確実にすることが良好な都市環境の形成を図る上で特に有効であると認められるものを、特定生産緑地として指定することができる。

2 前項の規定による指定（以下単に「指定」という。）は、申出基準日までに行うものとし、その指定の期限は、当該申出基準日から起算して十年を経過する日とする。

3 市町村長は、指定をしようとするときは、あらかじめ、当該生産緑地に係る農地等利害関係人（第三条第四項に規定する農地等利害関係人をいう。以下同じ。）の同意を得るとともに、市町村都市計画審議会（当該市町村に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、当該市町村の存する都道府県の都道府県都市計画審議会。第十条の四第三項において同じ。）の意見を聴かなければならない。

4 市町村長は、指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該特定生産緑地を公示するとともに、その旨を当該特定生産緑地に係る農地等利害関係人に通知しなければならない。